

浄化槽法定検査時の 検査手数料が変わります!!

令和8年4月1日改定

浄化槽法定検査に係る手数料の改定について

浄化槽管理者の皆様には、平素より法定検査の受検に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、当協会は、平成2年度より山形県から指定を受け、浄化槽の法定検査を実施して参りましたが、今後は浄化槽の設置基数が年々減少することから、経営努力だけでは安定した経営が困難な状況となっております。

このため、山形県から手数料改定の承認を受け、令和8年4月1日から下記のとおり新たな手数料で検査を実施させていただくことになりました。

当協会としましては、皆様方の信頼を得るべく、引き続き経営の効率化、経費の節減等に努めて参りますので、このたびの検査手数料の改定につきましては、何卒御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

法定検査手数料（20人槽以下の浄化槽）

	現行	令和8年4月1日～
浄化槽法第11条に基づく検査 (維持管理の状況を確認するため毎年1回行う検査)	5,000円	6,000円

法定検査手数料は、消費税は非課税となります。従ってインボイス対象外です。

また、21人槽以上の手数料変更はございません。

浄化槽法定検査 山形県知事指定検査機関

公益社団法人 山形県水質保全協会 〒999-3775 東根市大字野田695-8
TEL0237-48-2469 FAX0237-48-2693

URL <https://www.yamagata-suisituhozen.or.jp/>

山形県水質保全協会

検索



最上町輪投げ大会、 18チームが繰り広げた 熱き戦い

第11回最上町老人クラブ連合会「輪投げ大会」が8月8日に中央公民館大ホールで開催され、記録係のスタッフとして参加してきました。

9時からの開会行事では、伊藤副町長、伊藤議長を来賓に迎え、試投式が行われました。大会は1チーム5人で構成され、1人2ゲームを行う最上町ルールにより競技を行いました。

競技は、最上中の総合的な学習の一環である「身近な人の仕事調べ学習」で訪れていた中学1年生5名が中学生チームとして加わり、全18チームが予選会に出場、その上位12チームが決勝戦に進みました。今年の夏は最上町だけでなく全国的に酷暑の夏でしたが、その暑さにも負けず熱い戦いが繰り広げられました。

また、中学生チームが参加してくれたため、多世代交流の場となり和やかな雰囲気の中で競技が進められ



ました。決勝戦では、昨年度に引き続き向町アジサイクラブAチームが勝利し、2連覇を達成しました。準優勝は法田下幸寿会Aチーム、第3位は横川福寿会チームとなりました。

上位2チームは、10月10日に天童市で開催される全国大会に出場する予定です。ご健闘をお祈りいたします。



向町地区集落支援員
今井 正明

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ✔ 65歳以上で老齢基礎年金を受けている
- ✔ 世帯員全員が町民税非課税となっている
- ✔ 年金収入額とその他の所得額の合計が909,000円以下である

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ✔ 前年の所得額が『4,794,000円』以下である（※扶養親族等の数に応じて増額）

■請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構より請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）に記入して提出してください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きをしてください。

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）

⇒年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

